

介護保険料の納め方

【年金が年額 18 万円未満の方 ⇒ 普通徴収】

- 年 6 回に分けて納めます。
- 納付書を送付しますので、市指定の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

※納期限を過ぎた場合やバーコードのない払込票はコンビニエンスストアでは納付できません

1 期 (4 月)	2 期 (6 月)	3 期 (8 月)	4 期 (10 月)	5 期 (12 月)	6 期 (2 月)
暫 定 賦 課		確 定 賦 課			
前年度の所得段階に基づき算定された保険料額を納めます		確定した保険料年額から暫定賦課分を差し引いた額を 4 回に分けて納めます			

- 本年度の納期限

3 期	4 期	5 期	6 期
9 月 2 日(月)	10 月 31 日(木)	12 月 25 日(水)	平成 26 年 2 月 28 日(金)

- 安心・便利な口座振替をご利用ください（忙しい方、なかなか外出できない方は便利です）。
納付書添付の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の契約事項を確認し、必要事項を記入の上、金融機関の窓口へ提出してください。

【年金が年額 18 万円以上の方 ⇒ 特別徴収】

- 年金の支払い月に年 6 回に分けて年金から天引きされます。
- 特別徴収開始通知書を送付しますので、保険料額を確認してください。

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額が年金から天引きされます			確定した保険料年額から仮徴収分を差し引いた額が、3 回に分けて年金から天引きされます		

- 年金の受給額が年額 18 万円以上の方でも、普通徴収になる場合があります。

次の項目に該当する方は、普通徴収となります。

- ・ 第 1 号被保険者（65 歳）になった方で、特別徴収が開始されるまでの間
- ・ 他の市区町村から転入した方で、特別徴収が開始されるまでの間
- ・ 所得段階の区分が変更となった場合
- ・ 年金が差し止めになった場合 等

保険料を納めないでいると…

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れないようにしましょう。

- **1 年以上滞納すると…** 介護サービスを利用したとき、費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分（費用の 9 割）が支払われる「償還払い」となります。
- **1 年 6 か月以上滞納すると…** 介護サービス費用の全額を利用者が負担した上で、保険給付の一部または全部が一時差し止められます。さらに滞納が続くと給付費から滞納している保険料が差し引かれる場合もあります。
- **2 年以上滞納すると…** 介護サービスの利用者負担額が 1 割から 3 割に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなったりします。